

岩手県漁業調整規則の改正（案）の概要

1 規則改正の趣旨

令和6年6月26日に公布された漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）のうち、改正規定の一部が令和6年7月16日に施行されたこと及び令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行されることに伴い、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号。以下「規則」という。）を改正する必要性が生じたので、都道府県漁業調整規則例（令和6年8月29日付け6水管第1641号水産庁長官通知）に沿って規則を改正するものです。

2 改正の概要

（1）衛星船位測定送信機の備付け等に係る命令について所要の整備

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第52条第2項の規定に基づき、農林水産大臣は、水産資源の持続的な利用を確保するため、漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命ずることができることとされていますが、今回の一部改正により、同条に第3項が新設され、上記の命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこととされました。

法第52条の規定は知事許可漁業について準用されるものであり、同条第2項の規定を岩手県漁業調整規則第54条に確認的に規定していることから、今回新設された法第52条第3項の規定についても、規則第54条第2項に規定しようとするものです。

（2）罰則についての所要の整備

法の一部改正により、両罰規定の対象となる罰則の規定が自然人を対象とすることを明確化するため、罰則の規定（法第190条、第191条、第193条、第195条、第197条、第199条）が改められたことから、規則の罰則の規定についても同様に所要の整備をするものです。

（3）刑法の一部改正に伴う所要の整備

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、規則第62条中「懲役」を「拘禁刑」に改める所要の整備をするものです。